

～一人ひとりが“いきいき”と 輝くために～



我が国では、現在、急速な少子高齢化による人口減少や経済社会の構造の変化が進み、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会の構築が求められています。

平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立するなど、社会の重要な担い手である女性の活躍の機会をこれまで以上に拡大していくことが期待されています。

一方、私たちの社会には、固定的性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進、働く場での女性の活躍推進、地域における男女共同参画の推進など様々な課題があります。

福岡市は、平成16年4月に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行し、その後、平成18年に「福岡市男女共同参画基本計画」、平成23年に「福岡市男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。一人ひとりが性別にかかわらず、家庭、地域、職場など様々な場で、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取組を進め、その成果は着実に表れてきています。

このような中、このたび、福岡市男女共同参画審議会答申を踏まえ、今後5年間に取り組む施策の方向と内容を定めた「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」を策定しました。

第3次基本計画では、第2次基本計画と同様に6つの基本目標を定め、目指す姿を掲げるとともに、5つの数値目標を設定しました。また、基本目標2の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」に関する部分をDV防止法に基づく市町村基本計画に、基本目標3と4の部分を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置づけています。

誰もが多様性を認め合いながら輝いているまち、様々な場で女性も男性もいきいきとチャレンジできるまちを目指し、市民の皆様とともに、この計画を着実に推進していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました福岡市男女共同参画審議会委員をはじめ、多くの貴重な御意見、御提案をお寄せくださいました市民、関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。

平成28年3月

福岡市長 高 島 宗一郎

目次

| | |
|---|----|
| 第1部 計画総論 | 1 |
| I 計画策定にあたって | |
| 1 計画策定の経緯と目的 | 2 |
| 2 策定の背景 | 2 |
| (1) 国際的な動き | |
| (2) 国内の社会情勢の変化 | |
| (3) 国の動き | |
| 3 第2次基本計画の評価と今後の課題 | 4 |
| (1) 主な取組と成果 | |
| (2) 数値目標の達成状況 | |
| (3) 今後の課題 | |
| II 第3次基本計画の基本的考え方 | |
| 1 福岡市が目指す姿 | 11 |
| 2 第3次基本計画の位置づけ | 13 |
| 3 第3次基本計画の体系 | 13 |
| 4 重点的に取り組む施策 | 16 |
| 5 数値目標及び参考指標 | 18 |
| 6 計画期間 | 19 |
| 7 計画の推進 | 20 |
| (1) 推進体制と進行管理 | |
| (2) 拠点施設、区役所の役割 | |
| (3) 多様な主体との連携・共働 | |
| (4) 福岡市の男女共同参画に関する推進体制 | |
| 第2部 計画各論 | 27 |
| 基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します | 28 |
| 基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します | 38 |
| 基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します | 50 |
| 基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します | 58 |
| 基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します | 64 |
| 基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します | 70 |
| 第3部 資料 | 77 |

